暴力団排除に関する誓約書

合同会社楢葉大谷ソーラー　殿

私及び参画機関は、次の１の各号のいずれかに該当し、もしくは２の各号のいずれかに該当する行為をし、または１に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、拒絶またはその参加決定が取消されても異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

１　現在、次の（１）から（９）までのいずれにも該当しないものであることを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

　（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第

２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

　（２）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

　（３）　役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人。

　（４）　暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人。

　（５）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人。

　（６）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、

物品その他財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的

に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人。

　（７）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個

人。

　（８）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれら

を利用している法人又は個人。

　（９）　（１）から（８）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする法人等。

２　自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を棄損し、または貴社の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３　上記２（１）～（５）の行為があった場合は法的処置（民事、刑事）を講じられても構いません。

記入日　　　　　年　　月　　日

住所（または所在地）

代表者印又は実印

社名及び代表者名又は

個人事業主の氏名